

2 政策評価・独立行政法人評価委員会による業務実績評価の状況

(1) 取組方針等

ア 14年度における評価の取組

政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成13年度業務実績の評価に併せて、「平成13年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第2次意見～独立行政法人評価の厳格性・信頼性の向上のために～」(平成14年12月26日政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「第2次意見」という。)を取りまとめた。この第2次意見は、府省評価委員会がそれぞれの基準に基づいて評価を行うことのメリットを確保しつつ、政府全体として、評価の厳格性・信頼性を向上させるため、重要な事項について、適切な評価活動を確保することを狙いとしており、言わば共通の「評価活動準則」に当たるものとして機能することを期待している。政策評価・独立行政法人評価委員会は、府省評価委員会においてこの意見の具体化に向け積極的かつ適切な対応が行われ、次回以降の評価において逐次反映されることを要望するとともに、今後、この意見に沿う評価の推進に努めることとしている。

イ 15年度における評価の取組

政策評価・独立行政法人評価委員会は、第2次意見のうち、「予算、収支計画及び資金計画の実施状況等の評価について」及び「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況の評価について」に掲げた事項について、「平成14年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項(報告)」「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係」(平成15年7月31日財務内容の改善等についての評価方法の在り方に関する研究会)を取りまとめ、政策評価・独立行政法人評価委員会として特に関心を持つべき事項を整理し、各府省及び府省評価委員会に送付した。

ウ 16年度における評価の取組

平成15年10月以降、特殊法人等改革等に伴い、振興助成・融資業務、公共用物・施設の設置・運営業務等を行う法人が新たに多数設置されてきている状況を踏まえ、独立行政法人評価分科会では、15年度業務実績に関する評価結果についての2次評価を行うに先立ち、具体的な評価の在り方等について、法人の業務類型に着目し、横断的に検討・整理を行うため、専門家である委員により横断的研究を進めることとした。このため、16年2月以降、財務研究会(財務研究会については、第2部第1節2(2)「政策評価・独立行政法人評価委員会の構成」参照。)に加えて、新たに、「研究開発関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」、「教育・指導・訓練関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」、「公共用物・施設設置運営関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」、「振興助成・融資関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」をそれぞれ開催し、16年6月30日、研究会報告書を取りまとめた。また、財務研究会においては、特殊法人等から移行した主要な独立行政法人について、平成15年度の財務諸表等の分析・検討を行うとともに、過去の年度評価意見等を踏まえ、重点的にみるべき事項の検討作業を進め、その結果を「平成16年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項(「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係)」として、17年7月11日に、独立行政法人評価分科会に報告した。

エ 19年度における評価の取組

平成19年度には、業務実績評価について、これらの第2次意見、研究会報告書及び「平成16年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項」を基本としつつ、中期目標期間終了時の事務・事業の見直しを視野に入れた評価や業務運営の一層の効率化等に資する評価に重点を置くこととすること等を当面の基本的な取組方針とする「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直

し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」(以下「当面の取組方針」という。)を決定、公表した。(資料 25「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」(平成 19 年 7 月 11 日政策評価・独立行政法人評価委員会)参照)。

オ 20 年度における評価の取組

平成 20 年度においては、7 月 14 日に「平成 19 年度業務実績評価の取組について」を独立行政法人評価分科会で決定し、基本的には当面の取組方針に基づき評価を行うこと、評価に際して「独立行政法人整理合理化計画」(資料 26「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)参照)等の政府における新たな取組に的確に対応すること等の方向性を示すとともに、既往の勧告の方向性指摘事項等について当面の作業において着目することとした。(資料 27「平成 19 年度業務実績評価の取組について」(平成 20 年 7 月 14 日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会)参照)。また、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成 19 年 8 月 10 日閣議決定)において、国における随意契約の見直しの取組を踏まえ、各独立行政法人は「随意契約見直し計画」を策定することとされたこと、「随意契約の適正化の一層の推進について」(平成 19 年 11 月 2 日公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議)において、独立行政法人における入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて、府省評価委員会は厳正に評価することとされたこと等から、独立行政法人評価分科会に随意契約等評価臨時検討チームを設置し、「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」を 20 年 9 月 5 日に取りまとめ、府省評価委員会等に通知している(資料 28「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」(平成 20 年 9 月 5 日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム)参照)。

カ 21 年度における評価の取組

平成 21 年度においては、当面の取組方針のうち業務実績評価に係る部分については廃止し、当面の取組方針における評価の視点を削ることなく構成を整理した上で、新しい視点を加えた「独立行政法人の業務実績に関する評価の視点」(以下「評価の視点」という。)を政策評価・独立行政法人評価委員会で決定し、当面の作業において着目することとした(資料 29「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(平成 21 年 3 月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会)参照)。また、評価の視点に沿って、同日独立行政法人評価分科会で決定した「平成 20 年度業務実績評価の具体的取組について」において示している点については、特に留意して実施した。あわせて、契約並びに諸手当及び法定外福利費に関する事項については、国民の関心が高く、より一層の透明性の向上と厳格な評価が求められることから、各府省の協力を得て実態調査を実施し、その結果を当委員会の二次評価のみならず、各省評価委員会における一次評価へ活用するため、各府省評価委員会にもフィードバックした。

(2) 評価活動の概要

平成 21 年 8 月下旬ないし 9 月下旬、府省評価委員会等から政策評価・独立行政法人評価委員会に対して平成 20 年度の評価結果が通知されたことを受けて、政策評価・独立行政法人評価委員会は、府省評価委員会等の評価結果の点検作業等を迅速、効率的かつ効果的に行うため、ワーキング・グループにおいて集中して検討を行うとともに、その検討状況を節目節目で独立行政法人評価分科会に報告して意見を求め、取りまとめ作業にフィードバックしていくこととした(分科会及びワーキング・グループにおける審議状況については、図表 48 及び図表 49 を参照)。

政策評価・独立行政法人評価委員会は、上記のワーキング・グループが独立行政法人評価分科会

の所属委員の意見を集約しつつ整理した作業結果を踏まえ、府省評価委員会等における各独立行政法人等の評価結果について個別に意見(以下「個別意見」という。)を述べる必要があると認められたものや各主務大臣の所管する独立行政法人等に共通して意見(以下「共通意見」という。)を述べる必要があると認められたものについて、政策評価・独立行政法人評価委員会の意見として各府省評価委員会等に通知した(各府省評価委員会等に対する個別意見は第2部第2節3「業務実績評価結果の概要」を参照)。

当該意見の検討に当たっては、i)評価の結果が国民に分かりやすいものとなっているか、ii)政府方針等において当該年度に取り組むこととされている事項についての評価が的確に行われているか、iii)財務内容や業務運営の改善等のため重要な視点と考えられる財務状況、保有資産の管理・運営、人件費管理(諸手当及び法定外福利費の適切性確保を含む)、契約等に関する評価が適切に行われているかに重点を置いて、府省評価委員会等の評価結果の二次評価を行った(平成21年12月9日通知)。

図表48. 独立行政法人評価分科会における審議の状況

開催年月日	委員会・分科会別	審議内容
平成 21年 4月 17 日	独立行政法人 評価分科会	・国立大学法人等の事務・事業の見直しについて
5月 21 日	独立行政法人 評価分科会	・国立大学法人等の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(案)について
	政策評価・独立 行政法人評価 委員会	・役員の退職金に係る業績勘案率について ・国立大学法人等の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(案)について
7月 29 日	独立行政法人 評価分科会	・役員の退職金に係る業績勘案率について ・平成 21 年度の事務・事業の見直しについて
9 月 8 日	独立行政法人 評価分科会	・見直し当初案に関する府省ヒアリング(文部科学省、国土交通省) ・役員の退職金に係る業績勘案率について
9 月 9 日	独立行政法人 評価分科会	・見直し当初案に関する府省ヒアリング(農林水産省、経済産業省、法務省)
9月 10 日	独立行政法人 評価分科会	・見直し当初案に関する府省ヒアリング(内閣府、厚生労働省)
11 月 18 日	独立行政法人 評価分科会	・主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(案)について ・平成 20 年度業務実績評価について
12 月 9 日	政策評価・独立 行政法人評価 委員会	・中期目標期間終了時の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(案)について ・平成20年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見(案)について
	独立行政法人 評価分科会	・役員の退職金に係る業績勘案率について
平成 22 年 2月 25 日	独立行政法人 評価分科会	・平成 21 年度末に中期目標期間が終了する法人の新中期目標(案)等について ・役員の退職金に係る業績勘案率について

図表49. 平成 21 年度に開催されたワーキング・グループにおける審議の状況

名称 (())は開催数	構成委員	対象法人	開催日	
第1ワーキング・グループ (8回)	稲継臨時委員 樫谷委員 河野臨時委員 黒田(玲)委員 田淵臨時委員	総務省所管4法人 外務省所管2法人 農林水産省所管 13 法人	6月24日 7月9日 9月7日 9月16日※	10月2日 10月16日 11月12日 2月10日
第2ワーキング・グループ (13回)	阿曾沼臨時委員 荒張臨時委員 岡本臨時委員 木村臨時委員 森泉委員	財務省所管8法人 経済産業省所管 11 法人 環境省所管2法人 法務省所管1法人	5月15日 7月1日 7月17日 8月26日※ 9月7日 9月28日※ 10月7日	10月14日 10月23日 11月2日※ 11月6日 2月16日 3月9日
第3ワーキング・グループ (10回)	浅羽臨時委員 梶川臨時委員 黒田(壽)臨時委員 野口臨時委員 宮本臨時委員	文部科学省所管 23 法人	5月29日 7月1日 7月7日※ 8月5日※ 8月6日※	9月2日 10月7日 10月20日 10月26日 2月9日
第4ワーキング・グループ (7回)	河村臨時委員 鈴木臨時委員 高木臨時委員 山本臨時委員 山谷臨時委員	国土交通省所管 20 法人	6月26日 7月17日 10月9日 10月23日	11月6日 11月12日 2月17日
第5ワーキング・グループ (11回)	縣臨時委員 梅里臨時委員 黒川臨時委員 玉井臨時委員 松田臨時委員	内閣府所管4法人 厚生労働省所管 14 法人 防衛省所管1法人 文部科学省所管3法人	5月18日 7月6日 7月10日 7月17日 8月21日※ 10月1日	10月9日 10月21日 10月26日 11月9日 2月18日
国立大学法人等 評価ワーキング・グループ (5回)	浅羽臨時委員 樫谷委員 河野臨時委員 黒田(壽)臨時委員 黒田(玲)委員 宮本臨時委員 森泉委員	国立大学法人及び大学 共同利用機関法人	4月10日 4月23日 5月14日 9月24日 10月27日	
随意契約等評価 臨時検討チーム	梶川臨時委員 樫谷委員 河野臨時委員 黒川臨時委員 山本臨時委員	平成 20 年度業務実績評 価対象全法人	5月13日 10月15日	

(注) 開催日のうち、※は委員による現地視察を実施したものである。

(3) 平成 22 年度以降の当面の視点等の決定

平成 22 年5月 31 日には、政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人の抜本的な見直しについて(平成 21 年 12 月 25 日閣議決定)にもとづく「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)に定められた事項についての当面凍結等の独法をめぐる状況の変化、同委員会における議論及び独立行政法人制度施行後8年間の業務実績評価の運用状況を踏まえ、評価の視点の一部を変更し、これを受けて同委員会独立行政法人評価分科会は、平成 21 年度業務実績評価にあたって特に留意すべき事項等を定めた、「平成 21 年度業務実績評価の具体的取組について」を決定した(資料 29「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(平成 22 年5月 31 日政策評価・独立行政法人評価委員会)及び資料 30「平成 21 年度業務実績評価の具体的取組について」(平成 22 年5月 31 日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会)参照)。「平成 21 年

度業務実績評価の具体的取組について」における個別的な視点の中では、保有資産の見直し、内部統制の充実・強化等の評価等について、重点的に取り組むこととしている。

(4) 独立行政法人の業務運営への反映状況

政策評価・独立行政法人評価委員会は、上記の府省評価委員会の業務実績に関する評価結果についてそれぞれ評価を行い、必要な意見を述べてきた。平成19年度業務実績評価について、政策評価・独立行政法人評価委員会が各府省評価委員会に通知した意見は、例えば、評価方法の改善、評価の視点の見直し、評価書の記述方法、評価対象の拡充等に反映されてきている。

図表50. 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見の反映状況

所管府省	法人名	政策評価・独立行政法人評価委員会の意見の反映の概要
内閣府	国民生活センター	コンプライアンス体制の整備状況の評価を行うべきと指摘されたことを踏まえ、平成20年度評価においては、内部統制については、第三者の専門的知見の活用を含め、いまだ緒に就いたばかりであり、今後体制整備に努めるべきであると評価している。
	北方領土問題対策協会	今後の評価に当たっては、コンプライアンス体制の整備状況等に関する取組に関する評価についても言及すべきであると指摘されたことを踏まえ、内部統制・コンプライアンス強化について業務実績評価の際に言及した。
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	「各年度の業務が着実に進捗し、十分な成果を上げているかという観点からのより厳格な評価を行うとともに、予算の繰越と施設整備の進捗との関連性についての評価結果において言及するなど、評定理由をより分かりやすく説明すべき。」と指摘されたことを踏まえ、第11回沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会(平成21年2月)で、より厳格な評価と評定理由の分かりやすい説明を行うことを確認した。特に、繰越と業務の進捗状況との関係については、項目別評価表の評価の視点に、「繰越がある場合には、業務の進捗との関係を示しているか」を盛り込み、厳正に評価した。
総務省	情報通信研究機構	「今後の評価に当たっては、中期目標を十分に踏まえた評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、平成20年度評価の評価調書において、目標の達成状況を十分に考慮した成果の記載を行った。
		「今後、法人の保有資産の見直しの取り組みに関する評価を行う際には、他の独立行政法人評価委員会で行われている、整理合理化計画において処分等することとされている資産以外の資産についても主要な固定資産についての固定資産一覧表等に基づく監事監査や減損会計の情報等を活用した評価のような取組も参考にしつつ評価を行うことが望ましい。」と指摘されたことを踏まえ、平成20年度の業績に係る評価の際の評価調書において、固定資産の活用状況、独立行政法人整理合理化計画における処分資産の有無、保有財産の見直し状況に係る監事監査等の実施状況、減損会計の説明、減損等の要因と法人の業務運営の関連に関する分析の取組状況と実施結果について明記し、評価を実施した。
		「内部統制に係る今後の評価に当たっては、内部統制の体制の整備状況の評価のみならず内部統制のために構築した体制・仕組みの運用状況についての評価を行うことが望ましい。」と指摘されたことを踏まえ、平成20年度の業績に係る評価では、評価調書において、体制の整備状況と運用状況について明記し、評価を実施した。
		「今後の評価に当たっては、最上級の評定を付すに当たって評価項目についていかに十分な成果を上げたかを説明すべきである」と指摘されたことを踏まえ、平成20年度評価において最上級の評価を付した6項目について、標準化への採択や世界記録の樹立等、目標を大幅に上回っている成果を評価結果に記載した。

		<p>「今後の評価に当たっては、国家公務員と比べて法人の給与水準が高い理由について、法人の説明が国民の納得を得られるものになっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである」と指摘されたことを踏まえ、給与水準の適切性を分析するとともに、国民の理解を得られる説明がなされているか等の観点で監査が実施され、これらの結果について評価調査への記載を行った。</p> <p>「今後の評価に当たって、国の基準と異なる規定については、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日 総務省行政管理局長事務連絡）をも踏まえて評価するとともに、評価結果において明らかにするよう留意されたい。」と指摘された（平成21年1月7日）ことを踏まえ、平成20年度の業績に係る評価では、契約にかかる規定類の改正状況と適切性の検証、一般競争入札における1者応札の原因検証と改善策検討、契約事務の執行体制の適切性検討と監事監査における体制整備状況のチェック、契約における競争性・透明性の確保の観点から監事監査が実施されているか等について、実施結果を明記し、評価を実施した。</p>
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	<p>「今後の評価に当たっては、本法人の利益剰余金に係る発生原因の特殊性を踏まえ、業務運営の適切性や当該剰余金のうち時効で取得した資金についての今後の管理の在り方についても、検証を促すような評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、利益剰余金の構成、発生原因について詳細を報告させ、細かく分析して今後の管理について明確にした上で、その発生原因や管理の適切性について評価を行った。</p> <p>その結果、評価結果の「必要性」において、当該項目が分析され、適切な管理を行っている旨の評価を行っている。</p> <p>「今後の評価に当たっては、給与水準が高い理由について、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである」と指摘されたことを踏まえ、給与水準のラスパイレス指数が高い理由についてその要因等を詳しく分析し、それらの要因を総合的に判断して、その適切性について評価を行った。</p> <p>その結果、評価結果の「有効性」において、年齢・地域・学歴を勘案したラスパイレス指数が100%となっていることが適切に説明されている旨の評価を行っている。</p> <p>「今後の評価に当たって、国の基準と異なる規定については、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日 総務省行政管理局長事務連絡）をも踏まえて評価するとともに、評価結果について明らかにするよう留意されたい」と指摘されたことを踏まえ、会計規程等について、具体的に定められていない条項についてどのように取り扱ったかを詳しく分析し、その結果を踏まえてその適切性について評価を行った。</p> <p>その結果、法人が会計規程等から包括的随意契約条項を廃止した旨の説明をうけ、評価結果の「必要性」において「必要性の高い取組である」旨の評価を行っている。</p>
外務省	国際協力機構	<p>給与水準が国家公務員の給与水準を上回っていることに関し、法人からの説明に対し評価委員会からの評価結果が示されていないことから「今後の評価に当たっては、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである」と指摘されたことを踏まえ、20年度の業績評価においては、法人に対しラスパイレス指数が国家公務員より高い理由の妥当性を評価するため詳細説明を求め、評価委員会としての認識を評価結果に記載した。</p>

	国際交流基金	基金の給与水準が国家公務員の給与水準を上回っていることについての法人自身の説明に対し評価委員会としての認識が評価結果に示されておらず、「今後の評価に当たっては、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである」と指摘されたことを踏まえ、20年度の業績評価においてはラスパイレス指数が国家公務員より高い理由及び基金が講じている措置の妥当性を評価するために詳細説明を求め、評価委員会としての認識を評価結果に記載した。
財務省	酒類総合研究所	鑑評会を共催した場合について、「今後の評価に当たっては、「収支相償の考え方」の具体的内容を明らかにするとともに、その達成状況についても明らかにした上で評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、収支相償についての考え方について議論するとともに、達成状況についても検討を行い、評価に反映した。
	日本万国博覧会記念機構	「契約に係る規程類の整備の有無及び規定内容を把握した上で、これらの規程類の整備内容の適切性についてより厳格に評価を行うとともに、評価結果において明らかにすべきである」と指摘されたことを踏まえ、契約に係る規程類について、詳細な資料の提出を求めた。また、契約に係る規程類については、概ね国の基準と同様となっており、適切であると判断した。
文部科学省	日本学生支援機構	「平成19年度においては、保証機関の健全性確保のための状況把握及び妥当性を検証する仕組みの検討の状況が、業務実績報告書等に記載され、他機関の検証制度の調査や機関保証制度検証委員会の設置に向けた取組について評価が行われている。今後の評価に当たっては、16年度の制度開始時に加入した4年制大学の新規返還者が発生することを踏まえ、毎年度機関保証の妥当性の検証について評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、20年度の評価においては、「機関保証制度検証委員会の設置されたことと、今後努力すべきことや検討すべきことを取りまとめたこと、保証機関の健全性確保のため、民間コンサルティング会社に財政収支シミュレーションを依頼し、またこの結果を踏まえて、当面の運営方針を決定したことは評価できる。」と評価している。
	日本原子力研究開発機構	「高速増殖原型炉「もんじゅ」については、平成7年12月に発生した2次主冷却系ナトリウム漏えい事故を契機に現在もなお停止状態にある。平成19年度の評価結果においては、「中期計画通りに履行し、中期目標の達成に向けて順調に実績を上げている。引き続き、もんじゅの本格運転再開に向けた準備、信頼性向上に向けた着実な取組を期待する。」等として、評定がAとされている。今後の評価に当たっては、現在もなお停止状態にあり、毎年度多額の経費を要していることも踏まえ、より厳格に評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、20年度の評価においては、「2010年の革新技术の採否へ向け、中期計画通りに履行し、中期目標に向かって順調に実績を上げている。」と評価している。
厚生労働省	全法人	「評価結果を分かりやすくするために、評価基準の明確化等を図るべきである」と指摘されたことを踏まえ、独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点(平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会)で示された評価の視点を当評価委員会の評価の視点に取り込むこととし、特に、財務状況、保有資産の管理・運用等の法人共通の評価事項について、統一した評価基準で評価を行えるよう改善を図った。

	国立病院機構	<p>総人件費改革の取組について、「取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。」と指摘されたことを踏まえ、「総人件費改革の取組として、技能職の退職不補充、非効率病棟の整理・集約、事務職の削等、給与カーブの変更・調整額の廃止などを行い、平成18年度以降平成20年度までの削減額164億円(5.41%)については高く評価する。他方、増額は240億円あり、総人件費改革の基準値である平成17年度の人件費と比すると76億円増となり、行革推進法等による削減率を達成していないものの、人件費率と委託費率を併せた率(対医業収益)57%は、平成17年度決算(57.8%)に比べて0.8ポイント低下しており、人件費増を上回る自己収入を得ている。また、これらは他の設置主体では代替困難な医療観察法等に基づく医療体制の整備、地域医療計画を踏まえた救急医療など政策医療推進のための対応や医師不足解消に向けた取組によるものであり、国立病院機構の役割を果たしていくためには必要な措置と認められる。今後とも適正な人件費管理を行っていくことはもとより必要であるが、医療現場を巡る昨今の厳しい現状の中で、患者の目線に立った良質な医療を提供し、国立病院機構に求められる役割を着実に果たしていくためには引き続き医師、看護師等の人材確保が必要であることを考えると、医療現場に対し総人件費改革を一律に適用することの是非を考える時期に来ているのではないかと思われる。」と評価している。</p>
農林水産省	農畜産業振興機構	<p>利益剰余金について「今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因等について業務実績報告書等で明らかにさせた上で、保有の必要性など業務運営の適切性の評価を行うべきである。」とされたことを踏まえ、業務実績報告書で利益剰余金の発生要因等を明らかにするとともに、これに基づき、保有の必要性などについて評価を行った。</p>
経済産業省	経済産業研究所	<p>通勤手当が国と異なる諸手当と指摘された件については、職員給与規定を改正し、国と同様に一月55,000円を上限としている。</p>
	産業技術総合研究所	<p>「本法人の保有資産である直方サイトについては、平成20年度売却予定とされたところであるが、今後の評価に当たっては、整理合理化計画に配慮し、進捗の遅れや変更等がある場合には、当該事項に関する貴委員会の意見を明らかにした上で評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、平成20年度評価においては、平成21年度に売却時期を変更することについて適切な理由を添えて報告を行った。</p>
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	<p>「法人の給与水準が対国家公務員指数(年齢勘案)で122.1と国家公務員の水準を大きく上回っていることにつき、今後の評価に当たっては、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである」と指摘されたことを踏まえ、役職員の給与等の水準の適正化(役職員給与等の水準を妥当性のあるものにする)についての評価を行った。当該機構において多様な職制につき職員給与体系の見直しを講じたことにより20年度の対国家公務員指数が105.0となり、前年比17.1ポイント低下と大きく改善したこと、給与水準が高い理由として職員の勤務地や学歴構成があることについて明らかにした。</p>
	中小企業基盤整備機構	<p>『「その他(統括的・横断的事項)」の項目において、トップセールスによる業務実績上の具体的な効果などが触れられていないため、評価の根拠が不明確である。については今後の評価に当たっては、具体的なアウトカムを踏まえた評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、中小企業倒産防止共済制度の加入件数が大幅に増加していることに加えて、金融機関の頭取等へのトップセールス先の金融機関の加入実績が増加していることなどを参考に評価した。</p>

		<p>「中小企業倒産防止共済制度において、中期計画に示された目標に対する達成状況を明らかにしないまま評価を行うことには疑問の余地がある。今後の評価にあたっては、中期計画に示された数値目標等の達成状況を明らかにし、達成が困難なものについては、その原因を含む現状の分析や達成に向けての法人の対応等、今後の明確な展望を示した上で評価を行うべきである。」と指摘されたが、中小企業倒産防止共済制度においては中期計画目標を達成。</p> <p>前年度までの状況を踏まえ、地方公共団体、金融機関、税務関係団体、中小企業支援団体等、地域機関との連携強化をはじめとした加入促進策等を積極的に展開し、目標を大幅に上回り達成したことを確認し、評価した。</p> <p>「平成19年度における給与水準について、国家公務員の水準を上回っている理由について法人の説明の合理性の検証状況が明らかにされていない。今後の評価にあたっては、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。また給与水準の適正化に向けた法人の不断の取組みを促す観点からの評価を行い、評価結果において明らかにすべきである。」との指摘されたことを踏まえ、ラスパイレス指数のさらなる削減の取組みとして、昇給幅の抑制等に加え、20年度は、現給保障の廃止、地域手当の適用率据え置き等の取組みを実施。さらに、転勤が一定エリア内に限定される「勤務エリア限定職」制度を21年度から導入することを決定。これに伴い、21年度からは、限定職本俸の減額や同指数の高止まりの一因となっている地域手当異動保障対象者が減少すること等により同指数の削減が図られる見込みであることを確認し評価した。</p>
国土交通省	自動車事故対策機構	<p>「今後、財務内容の改善等に関する評価を行うに当たっては、当期総利益を計上しながら目的積立金を申請していない理由を明らかにさせるべきである」と指摘されたことを踏まえ、目的積立金を申請していない理由について業務実績報告書等への記載がなされ、それを踏まえた評価を行った。</p>
	国際観光振興機構	<p>「今後の評価にあたっては、利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書で明らかにさせた上で業務運営の適切性を評価すべきである」と指摘されたことを踏まえ、利益剰余金の発生要因等について業務実績報告書等への記載がなされ、それを踏まえた評価を行った。</p>
環境省	国立環境研究所、環境再生保全機構	<p>評価結果を分かりやすく説明するため、評価基準を明確化等すべきとの指摘を踏まえ、業務実績評価に係る基本方針を改正し、積算総合評価方式を採用することとした。</p>
法務省	日本司法支援センター	<p>ガバナンス体制の強化を図る必要があり、不祥事案の再発防止の取組としての評価を求められたことを踏まえ、平成20年度評価において、特に監事監査について質、量ともに更なる充実を求めた。</p> <p>業務のコスト構造の観点からの評価が明らかでないと指摘されたことを踏まえ、平成20年度のコールセンターの契約について、見込まれる業務量に応じて要員を配置するなどして、19年度契約金額よりも低額に抑えた点を「適切な取組」と評価した。</p>